農業農村整備事業
―団体営事業ガイドブック―

令和７年３月

農林水産省
農村振興局

はじめに

☺ 本ガイドブックは、主に、**市町村、土地改良区、ＪＡ、農業者の皆様を対象**としています。
〔市町村、土地改良区等が事業実施主体となる**「団体営事業」の参考資料**です。〕

☺ 全国からの要望にお応えするため、これまで、様々なメニューを整備してきましたが、現場からは、**「どの事業を使ったらいいのか分からない」**、**「どこに相談したらいいのか分からない」**などの声も聞かれることから、**目的に応じた適切な事業を活用いただく**ため、本ガイドブックを作成しました。

☺ また、令和４年度から、**土地改良事業団体連合会の会員（市町村や土地改良区等）は、土地改良事業団体連合会へ工事を委託できるようになりました**ので、業務委託のイメージを掲載しています。

☺ **地域農業の発展や安全・安心な農村地域の形成**に向け、**地域の実情に応じたきめ細かな整備**が行われるよう、本ガイドブックを参考にしていただければ幸いです。

【目次】農業農村整備事業の目的

【中山間地域の総合的な整備】 p.13

中山間地域で基盤と施設を総合的に整備したい

【水田の整備】 p.3～8

- 農地を大きくしたい
- 農地の水はけをよくしたい
- 高収益作物を導入したい
- 自動操舵農機を使いたい
- 耕作道を整備したい

【畑地の整備】 p.3～8

- かんがい施設を整備したい
- 水田から畑に転換したい
- 水管理を省力化したい
- 高収益作物を導入したい

【農村の整備】 p.14～15

- 情報通信環境を整備したい
- 農道の再編や改良をしたい
- 集落排水施設を整備したい

【長寿命化、防災・減災】 p.9～12

- ため池の改修・統廃合をしたい
- ため池を廃止したい
- 長寿命化や更新のため、水路等の整備をしたい

① 農地耕作条件改善事業【非公共】

（対象）
水田・畑

（目的）
- 農地を大きくしたい
- 耕作道を整備したい
- 農地の水はけをよくしたい
- かんがい施設を整備したい
- 水田から畑に転換したい
- 高収益作物を導入したい
- 自動操舵農機を使いたい

（事業実施主体）
- 市町村
- 土地改良区（連合）
- JA（連合）
- 農地中間管理機構
- 農業委員会
- 農業法人

（主な事業要件と支援内容）

主な事業要件	主な支援内容 ※ 原則として、ソフトはハードと一体的に実施	
	ハード	ソフト
○面積要件：無し ・総事業費200万円以上 ・農業者２者以上 ・地域計画の策定区域等であること その他各支援で要件を設定 【高収益作物転換】 ・受益面積の1/4以上で新たに高収益作物を導入 【病害虫対策】 ・植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域 【水田貯留機能向上】 ・流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域 等	**（定額）** ・区画拡大（畦畔除去） ・暗渠排水 ・用排水路の更新整備　等 【病害虫対策】 ・反転耕、混層耕　等 **（定率）** ・農業水利施設の整備 ・耕作道の整備 ・暗渠排水 ・区画整理 ・農地造成 ・ICTによる水管理や除草対策等の省力化　等 ・補助暗渠、レベラー、除草機器などの共同利用機器の導入 【スマート農業導入】 ・GNSS基準局の設置	**（定額）** ・農地の集積・集約に係る調整支援　等 【高収益作物転換】 ・高収益作物転換のためのプラン作成支援、営農定着支援 ・新植・改植及び幼木管理支援 **（定率）** ・技術的な指導・助言活動支援　等 【高収益作物転換】 ・高付加価値農業施設の設置 ・導入１年目の種子・肥料代、実証ほ場運営 ・農業機械リース代 ・高収益作物への転換率に応じた農家負担軽減のための支援　等

（団体営事業の標準的な費用負担割合）※　定率補助の場合

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0	14.0	21.0 (市町村営) 13.0 (改良区等営)	15.0 (市町村営) 23.0 (改良区等営)

※　各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

（事業の効果（地区事例））

簡易な基盤整備による新たな雇用の創出 ／ 高知県高岡郡日高村（たかおかぐんひだかむら）

水路・農道や、施設園芸に欠かせない地下水の揚水ポンプ等を整備し、トマトの生産が拡大。

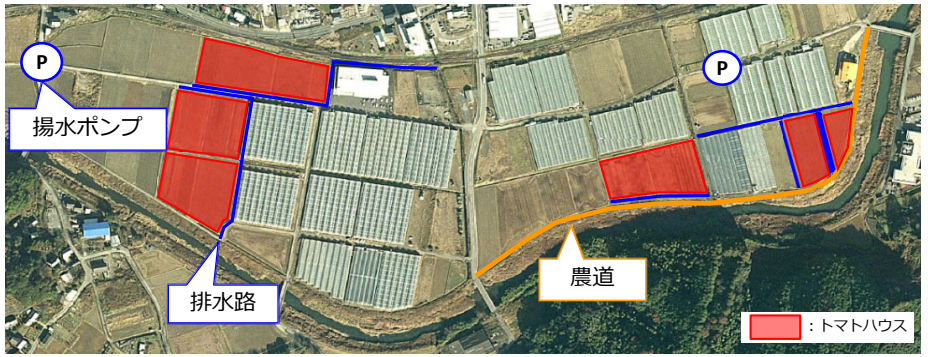

トマト生産団地を核に関連産業を集積させ、多様な人材の雇用を創出。

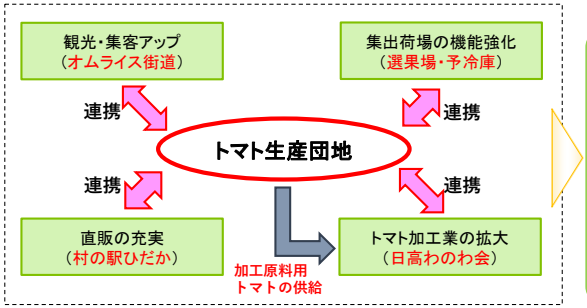

新たな雇用

年齢は20代～70代と幅広く、男女の比率もほぼ半数ずつであり、多様な人材を雇用

- ○参入企業 I社
  正社員４名、パート17名
- ○JA出資型法人
  正社員３名、パート15名
- ○JAコスモストマト選果場
  臨時１名、パート12名

②－１　農業基盤整備促進事業【公共】

（対象）
5ha以上の水田・畑

（目的）

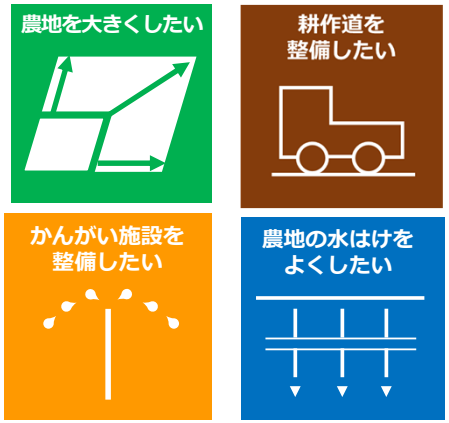

（事業実施主体）
- 市町村
- 土地改良区（連合）
- JA（連合）
- 農地中間管理機構
- 農業委員会

（主な事業要件と支援内容）

主な事業要件	主な支援内容　※ 原則として、ソフトはハードと一体的に実施	
	ハード	ソフト
○面積要件：5ha以上 ・総事業費200万円以上 ・農業者２者以上	**（定額）** ・区画拡大(畦畔除去) ・暗渠排水 ・耕作道の整備 ・病害虫対策に向けた土層改良 ・田んぼダム導入に向けた整備（畦畔補強、排水口等） ※標準的な工事費の1/2相当 **（定率）** ・農業水利施設の整備 ・耕作道の整備 ・暗渠排水 ・区画整理 ・農地造成	**（定額）** ・田んぼダム導入に係る調査・調整 **（定率）** ・農地の集積・集約に係る調査・調整

（団体営事業の標準的な費用負担割合）※　定率補助の場合

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0	14.0	21.0 (市町村営) 13.0 (改良区等営)	15.0 (市町村営) 23.0 (改良区等営)

※　各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

（事業の効果（地区事例））

ほ場整備で「きゅうりタウン構想」を展開／徳島県海部郡海陽町

区画の整形・拡大、農道や排水路の整備により、促成きゅうり生産団地を造成。

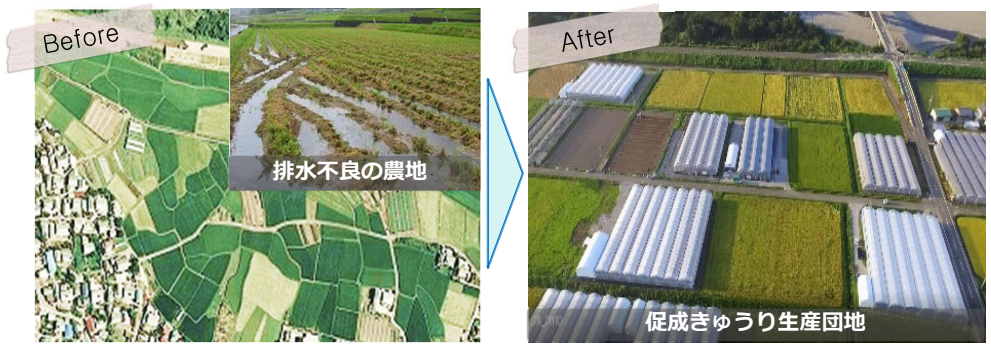

３年間で16名の新規就農者を確保。うち10名がＩターン者であり、Ｉターン者の子供10名も同時移住。

<新規きゅうり就農者の推移>

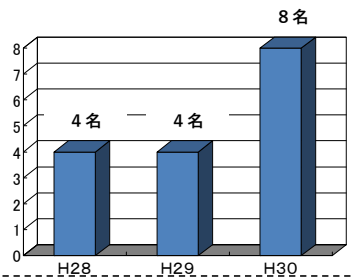

H28就農者が**所得260万円**（地区平均所得：200万円）**を達成！**

②－２　農地中間管理機構関連農地整備事業【公共】

（対象）
5ha以上の水田・畑

（目的）

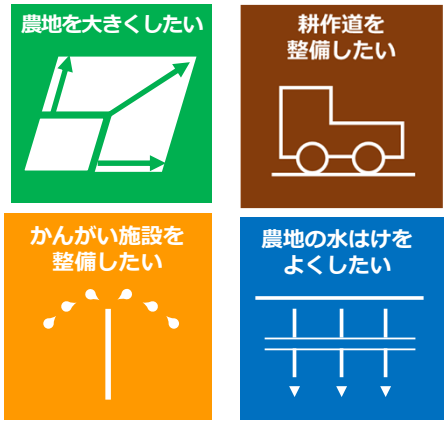

（事業実施主体）
・市町村

（主な事業要件と支援内容）

主な事業要件	主な支援内容　※ 原則として、ソフトはハードと一体的に実施	
	ハード	ソフト
○面積要件：5ha以上 ・15年以上の中間管理権設定　等 ・８割以上を担い手に集団化 ・収益性20%以上向上　等	・区画整理 ・農地造成 ・農業水利施設の整備 ・農道の整備 ・暗渠排水 ・客土 ・徐礫	・農地の集積・集約に係る調査・調整 ・田んぼダム導入に係る調査・調整

（団体営事業の標準的な費用負担割合）

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0 (+推進費12.5)	27.5	10.0	0.0

※　各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

（事業イメージ）

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施
（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能）

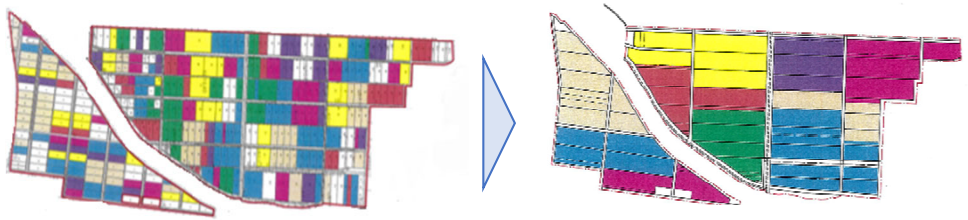

（施工前）　（施工後）

＜農地面積・集団化の考え方＞

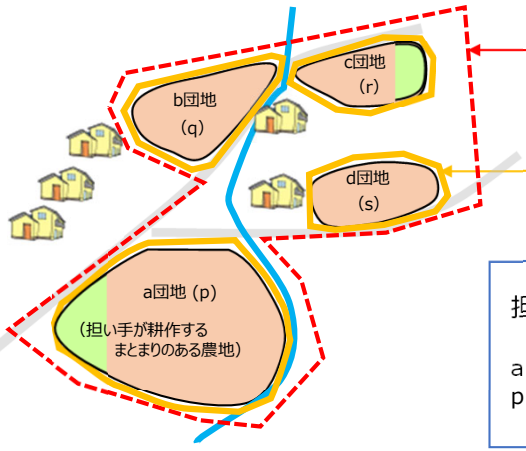

事業実施範囲
農地の合計面積　平　　場：10ha以上
　　中山間等：　5ha以上

各団地の規模要件
平　　場：　1ha以上
中山間等：0.5ha以上

担い手への集団化率：$\frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$

a ～ d：事業対象農地を構成する団地の面積
p ～ s：担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
（左図 着色部）

③－１　水利施設整備事業（簡易整備型）【公共】

（対象）
5ha以上の受益を有する**農業水利施設**
（用排水路、ポンプ等）

（目的）

（事業実施主体）
・市町村
・土地改良区（連合）

（主な事業要件と支援内容）

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
○面積要件：5ha以上 ・総事業費200万円以上 ・農業者２者以上	・用排水路、ポンプ等の整備 ・給水栓、ゲート、分水工等を自動化するための施設の整備 ・水管理施設、維持管理施設（管理用道路等）の整備	－

（団体営事業の標準的な費用負担割合）

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0	14.0	21.0 (市町村営) 13.0 (改良区等営)	15.0 (市町村営) 23.0 (改良区等営)

※　各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

（事業の効果（地区事例））

水路の改修及び水管理の省力化／岩手県奥州市（おうしゅうし）

老朽化した開水路をパイプライン化することで、維持管理に係る労力を軽減するとともに、給水栓を整備することで、水管理を省力化。

施設の管理が効率化されることで、経営規模の拡大が可能となった。

砂利道沿いの老朽化した開水路

開水路のパイプライン化

経営規模の拡大（大豆転作）

給水栓の整備

③－2　畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型・畑作物等転換型）　【公共】

（対象）

5ha以上の**水田**（畑作物等※への転換を図る地区）

※高収益作物転換型の場合は「高収益作物」、畑作物等転換型の場合は「畑作物・園芸作物」

（目的）

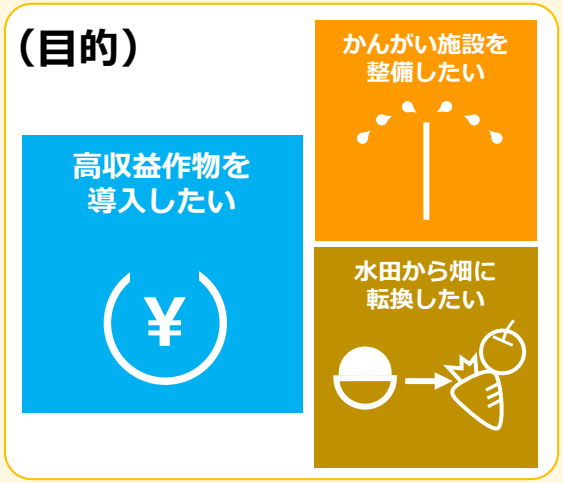

（事業実施主体）

・市町村
・土地改良区（連合）

（主な事業要件と支援内容）

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
○面積要件：5ha以上 【高収益作物転換型】 ・高収益作物の作付面積割合が５割以上かつ10%ポイント以上増加すること ・「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられていること 【畑作物等転換型】 ・地域全体として畑作物・園芸作物への転換を行うこと ※事業後は水活交付金の交付対象水田から除外	◎用排水路、ポンプ等の整備 ◎暗渠排水、区画整理、客土 ・給水栓、ゲート、分水工等を自動化するための施設の整備 ・水管理施設、維持管理施設（管理用道路等）の整備 ◎：主たる事業 ・：併せ行う事業	・水田における畑作物等への転換に向けた農家負担軽減のための支援 ・水利用・土地利用調整、高収益作物転換のための普及・指導活動 ・基盤整備完了後の作付面積、単収・単価の調査

（団体営事業の標準的な費用負担割合）

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0	29.0	11.0	10.0

※　各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

最大で**農業者負担分全額（10%）**を支援

（事業イメージ）

畑作物等への転換に必要となる、水利施設を中心とした生産基盤の再整備を機動的に支援。

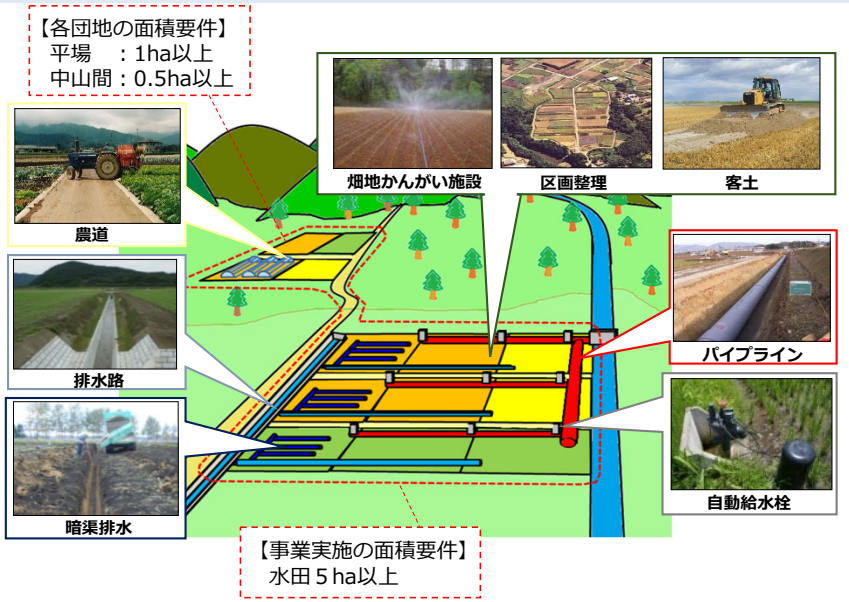

基盤整備に対する支援の他、「水田農業高収益化推進計画（←都道府県が作成）」に基づき、以下の支援を一体的に受けることが可能。

【経営転換のインセンティブ付与】

・「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を、**水田活用の直接支払交付金**により支援

①定着促進支援
（2.0（3.0※）万円/10a×５年間）※ 加工・業務用野菜等の場合

②畑地化支援
（14 万円/10a・1回限り）

③子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）

【技術・機械等の導入支援】

・「推進計画」に位置付けられた産地における園芸作物及び子実用とうもろこしの本格的な導入に必要となる以下の取組を支援

①栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等

②産地・担い手の発展の状況に応じた農業用機械・施設の導入